

市民説明会・会場からの市民意見の取りまとめ・整理について（要約）

- (1) 平成21年10月20日（火） 場所：東生涯学習センター、参加者数：16名）  
 (2) 平成21年10月23日（金） 場所：とどろみの森学園、参加者数：5名）  
 (3) 平成21年10月24日（土） 場所：西南公民館、参加者数：17名）  
 (4) 平成21年10月27日（火） 場所：中央生涯学習センター、参加者数：21名）  
 〔小計59名〕

条例力所	会場	市民意見 (質疑を含む)	市の説明、考え方
前文	①	個人情報保護法が適正に理解されておれば、このような問題は起こらないのでしょうか。 「誤った理解」という表現が資料にあるが、法自身がまずいのか、それとも法は良いのだけれど、国民の皆さんの理解が間違っているのか。 市民が誤解して名簿を作りにくい状況になってるから、市として打開しようとするのか、どういう趣旨か。	法律自体は、個人情報を保護しています。 事業者には、いろいろな規制がかかり、その規制の精神・考え方は、国民にもかかっています。 だから、逆に言うと、「こんな個人情報を扱おうと、法にひっかかってしまう」という、間違った理解、いわゆる「過剰反応」が生じた、ということで、名簿の作られない状況が出てきた、という社会背景があると思います。 条例で示すように、本人了解のルールを示したうえで、個人情報を出し合っって名簿を作りますよと言えば、個人情報は名簿にできるという趣旨です。
前文	①	他の自治体に、箕面市のふれあい安心名簿条例のような、条例を作る動きはあるか。 北摂・隣接市では、どうなのか。 箕面市の条例化の趣旨は、何であるか。	名簿を作ることをルール化する条例は、全国にありません。近隣で条例化の動きはなく、ある種ユニークな条例だと思う。 (指摘いただいた)個人情報保護法の誤った理解を是正する、ひとつの取り組みだと思う。 啓発、啓蒙などは、すでに内閣府、東京都等の都道府県が個人情報保護法の誤った理解を是正するガイドラインやリーフレット、ホームページができあがっている。 しかし、それではなかなか市民のかたにお知らせできない。その意味合いで、箕面市で条例化をすることによって、広く市民の方に知っていただいて、あるいは議会に提案するわけで、議論いただいて広く報道もされるであろうし、ある種誤った理解を是正する理解を得るべく、考え直していただける機会と考えている。
前文	①	条例制定の目的として、災害時等の緊急時のためにネットを張っておくという趣旨はよくわかるが、それをどのように考えて、自治会員に伝えていけばいいのか。	条例は、地域の名簿があると判断された場合に、こういう共通のルールを作られたらいいかがですか、という意味合いで環境を整備する啓発・啓蒙です。 例えば、地域団体の会員の半分以上が「やっぱりいるんだ、自分たちが名簿を外部に出さなければ・守れば、個人情報は守られるんだ」と会員のかたがたに認識していただければ名簿はでき上がるのではないかと。 それが、災害時あるいは日頃の地域コミュニティの中で、絶対プラスになる、と名簿作りに取り組んでいただければと思います。 名簿の有用性というのは、地域コミュニティで地区福祉会がされているのと同じように、活動が活発になることや、インフルエンザや大地震が起きる時に備えて、平時にどのような体制をとっておくかであり、名簿条例はそのような時に備える名簿なり連絡網を作るための道具と考えているので、「そういう意味合いで、名簿はあったほうがいいのではないか」という認識を地域のかたに、広めていただきたい。

条例力所	番号	市 民 意 見 (質疑を含む)	市 の 説 明 、 考 え 方
前文	①	市は、この条例の目的、有用性、具体的な運用内容について、自治会に入っていない市民に強くPRしていただくことが第一だと思う。 それでもって、運用する地域団体側は、条例に従って、ルールに従って名簿を作った、ここで初めて情報収集ができるわけです。そうしなければ、何も中身を伴わない結果として理念条例になってしまい、ダメである。	この市内4カ所の説明会も名簿条例の趣旨、目的のPRであり、市議会の議決後にはパフレットやリーフレットを作成して中学校単位での説明会の開催も予定している。
前文	①	名簿条例が、何の役に立つのか。 要は、自治会の会員さんが名簿を作らせてくれるかどうか、承諾してくれるかどうかという問題が、条例目的からいってどうなのか。 また、名簿全体を誰かにごっそり預けるのか、渡すのかという問題がある。その2点が名簿の作り方で問題だと思う。そこら辺で、何かの役に立つのか。	名簿が役に立つという考え方に立って、名簿作りを後押しするのが条例です。名簿を作るうえで収集の仕方、利用や配布の仕方には、自治会という民間活動で何もルールはなく、これまで地域で「こうしてきた」ということでしかない。条例の名簿作りのルールを役に立たせるかどうかは、この条例のルールに沿って名簿を作ろうという認識、考え方をされるかどうか。その自治会、地域団体、各会員さんによることになる。 自治会という民間活動で、どのように個人情報を扱うかということは何もルールがない中で、条例によって、これがひとつのモデルであり、決してこれを強制するわけではなく、一つの基準を示させていただくのが、主たる趣旨と考えている。
前文	②	名簿情報を強制できないのは当たり前で、名簿を作る必要性として「隣は何をしている人ですよ。何かあったらお隣さんに頼みましょう」があると思う。そういうことを進めていくための条例でありながら、条例文案の中に、なぜ必要なのか、どういう風に有効なのか。そういう有効論がない。	(名簿の有効論の具体的な内容は) 制定後の条例周知として、「名簿を作る目的は相互理解が成り立って名簿ができるものですよ」と、自治会員さんに配るパンフレット・リーフレットの中に盛り込めるもので、名簿作成の趣旨を訴えていく予定です。 この趣旨をわかりやすく簡潔に書いているのが、条例の冒頭にある「前文」です。
前文	②	条例を作る意味がわからない。市として、この地域でもっと地域のコミュニティづくり(一緒に考えていこう)という働きかけの方がもっと大事である。 緊急時に連絡を取れることが条例の目的なら、緊急時には電話自体がつかない。	コミュニティづくりは大事だと思う。市としてはコミュニティづくりをしないのではなくて、そういう部署もあるので、それはそれで進めていく。コミュニティをつくる時に名簿は重要だという判断のもとに、名簿条例にスポットをあてて、名簿を使ってコミュニティを醸成していくことを選んだ。 隣同士の顔の見える関係がないと、災害の時に救援できない。どこに独居老人が住んでいるか知らないことによって、「孤独死が発見される」ことのないように、まちづくりしたい。 物理的に携帯が使えないということではなく、顔の見える関係が緊急情報を伝えることの一つだと思う。親睦・交流が深まっていくのは行事があるからで、地域の新と旧が交流する機会の行事を作っていて、コミュニティが成り立つ。名簿だけではコミュニティが成り立たず、名簿はその一助になるのです。 顔の見える関係で、行事をする。役員さんの行事の準備は大変とは思いますが、そういったことからコミュニティが生まれると思う。そういうことをするうえでも、名簿は一つの道具になると思う。
前文	②	名簿を作ったコミュニティを醸成しようではなく、コミュニティから名簿が発生するのではないかと言いたい。 止々呂美の子が森町に遊びに行ったら、どこへ行っているか電話番号が分からないことがあった。保護者に理解いただいて名簿を作った。コミュニティを作れば、名簿は絶対できると思うし、顔の見える関係ができれば電話番号も教えても良いとなる。	時間軸によって、名簿を作ってからコミュニティをという地域もあろうかと思う。 また、ある程度コミュニティがないと、名簿の情報を出してもらえないと思う。
前文	③	自治会に名簿がなく、新たに作らなければなりません、もともと活動のない自治会であり、名簿を作ろうと働きかけても参加される人が少ないので、名簿を作らないという判断も構わないですか。	名簿を作ろうとするのは大事なことで、市が作らない人に機運を盛り上げるよう市民にリーフレットを示して、名簿を作られる環境を整備することが条例の目的で、これで作りませんかと理解を得ることに役立てていただけたらと思うが、名簿を作ることは強制ではない。自治会員の意識・話し合いで自治会の総意として、作りたくなければ作らなくても良い、と言わざるを得ません。

条例力所	番号	市民意見 (質疑を含む)	市の説明、考え方
前文	③	学校で緊急連絡網を作ろうとした、いきさつは、どうか。 名簿条例制定の趣旨は、何か。	<p>条例作りのきっかけ・趣旨は、5月のインフルエンザの時に、学校が休校することを早く連絡する時に、一部連絡網のない学校もあり、非常に手間取った学校もあったので、そういったことのないよう連絡網が必要であることを認識したことです。</p> <p>連絡網のあることで情報が早く届きますし、名簿があることで保護者同士で情報交換することができたりコミュニティができてきた。</p> <p>例えば、仲間ができたなら、そこにはコミュニティができているから、連絡網はできるが、学校の場合は、その地域に住んだから学校に来たのだし、そこで同じクラスになったことは、いけば初対面的な関係になる。そこで、お互いの垣根を乗り越えるために、連絡網・名簿でお互いの顔が見えてくる。</p> <p>ですから、新しい社会、引っ越してきて自治会に入られた方にしてみたら、周りは知らない人ばかりで、それまでに既に住んでいる方は日数の関係でコミュニティができていていると思うが、入ってこられた方からは構成員が分かるという効果があると思う。名簿があって良かったという声があって、これを一つのルールとさせていただくというものです。</p>
前文 その他 (条例化)	④	<p>子どもが小学校の頃に個人情報保護法が出たときに、電話番号がまったく記載されなくなったので、法ができる前の名簿を見て連絡するということがあった。自治会だけでなく教育関係のほうが、プライバシーの保護にシビアになっている。</p> <p>市が、どこまでプライバシーや個人情報を守っていくかということをはっきり示してくれた、線を引いてくれたと思う。市がなぜ、こういうことをしたのかということを知りに来た。</p>	<p>この条例は、決して皆さんに強制するものでも、義務づけるものでもない。条例の考え方を取り入れていただいて、自治会独自の取り組みも有り得ます。自治会の総意として認証をとろうということになれば、認証の申請をしていただければ結構ですし、認証の申請を必ずしてくださいということはお願ひしていません。</p>
前文 第7条 名簿情報の 収集の基準 第9条	①	<p>名簿を作れない団体で、作りやすくするための条例だと思うが、漏洩などの時の責任は、どうなるのか。</p> <p>なぜ、市に認証を届け出る必要があるのか。</p> <p>条例は、名簿情報を出すのを嫌がる人への説得力になる、ということでしょうか。</p>	<p>名簿を作ることと市への認証の届けは別のことで、認証を取るかどうかは、団体の自主的な判断です。名簿作り、市への認証について、義務付けたり・強制する条例ではない。</p> <p>漏洩については、不正取扱いの人に法的責任の生じることを周知していただく内容を規定している。</p> <p>情報を出さない市民個人への強制力、説得力でもなく、むしろ同意された人のみで名簿を作成するのがルールで、条例どおりに団体でルールを設けたとしても、名簿情報の提供（本人同意）を強制できるものではない。</p>
前文 第7条第2 項 名簿情報の 収集の基準	④	<p>マンションで名簿を集めて、生活している人の名前や万一の連絡先も書いてもらい、封筒へ入れて管理組合の理事長が預かることにしたが、53軒中52軒しか集まらなかった。残り1軒は「嫌です」と言う。そこまでやっても、全部そろわないし集まらない。</p> <p>そういう人の名簿情報をどうやって集めるか、という点が課題になっている。</p>	<p>あと1軒出されない人がおられるのは、もうその状況でやむを得ないと思う。本人が同意されていないのに、情報をいただくということは、できないと思う。</p> <p>実際、都市化してくると両隣がよくわからない、あるいは高齢化に伴って一人で生活されている場合の働きかけ、顔の見えるコミュニティは必要であるという意味合いで、名簿というのは大事なものと考えている。</p>

条例力所	番号	市 民 意 見 (質疑を含む)	市 の 説 明 、 考 え 方
第7条 名簿情報の 収集の基準	①	自治会の中で管理組合の台帳、すなわち名簿情報があるが、条例では利用目的ごとに名簿を作ることになり、全体の名簿一つだけでなく、高齢者に限った福祉関係名簿とかに、分けなければならないのか。 防災の点からは、管理組合でも、動けない高齢者が居られることを把握し、災害時には、どこに連絡して、どういう形でこの家に対応するか連携プレーのできる体制をとる必要があるのでは、自治会も管理組合もセットで動ける体制作りをしたい。	本来、管理組合と自治会の設立目的は全く異なるし、管理組合に入っても自治会に入っていない方もおられるのが一般的で、管理組合から自治会に「名簿を転用」することが出来るには、前提条件として管理組合イコール自治会ということに管理組合員が同意されたら一つの名簿になって、2種類の名簿を持つ必要はない、ことになる。
第7条名簿 情報の収集 の基準 第2項（本 人同意）	②	条例の情報収集の決まりにある「本人が同意」しないとすれば、この条例に拘束力がなく、最後まで載らない人がでてくる、というザル法になっている。新規に名簿を作ろうとする新しい地域にとって、これが非常にネックなんです。嫌だと言われてしまうと、お手上げになってしまう。名簿を作る条例を作ろうとするのに、わざわざ逃げ道を作ろうとする意図が分からない。	条例に強制力を持たせて名簿情報を収集しやすくしたい、と考えておられると思うが、市の条例で「住民」の関係の中に強制力を持たせることは、できないし無理がある。 そこは、住民間のパートナーシップで、「個人情報は大変であり慎重に扱うこと」の相互理解をいただけたら、出していただけるのではないかと。
第7条名簿 情報の収集 の基準 第3項（目 的外情報の 収集禁止）	②	名簿情報の収集の基準は、名簿を作る側がこの項目を見せることで収集しやすくなる形で修正してもらいたい。「地域コミュニティ、災害時の緊急連絡として有用である名簿に協力を求めることができる」の表現にしてもらえれば、収集しやすい。 個人情報そのものは、利益を伴わなければ、どんな名簿を作っても構わないし、名簿の作成者は、目的外の情報を必要があるならば収集しても構わない、と考える。 第7条第3項（目的外の収集はしてはならない）は、いらない、なくても良い、不必要な項目と思う。強制力を持たすのではなく第3項の「してはならない」と書かなければ、惑わされなくて良い。表現を変えて「利用目的に必要な情報を収集することができる」の表現にしてもらえれば、自治会役員はやりやすい。	自治会役員の立場からは不必要との考えですが、自分の出したくない情報まで強制的に出させることは、ある種その人自身への（人権）侵害になるし、条例で強制力を持たせることは、決してできない。 第7条の収集の3つの原則・決まりは、まさしく個人情報に配慮して名簿を作ってください、ということです。 条例や法律は誰が見ても同じ判断になるというのがまずあるから、してはならないことは「してはならない」と書かざるを得ない。なぜこういう書き方をしているかということ、個人情報を保護する安心性を考えたら、これは禁止事項としてきっちり押えておく。みんながそれに対して認識を持って、名簿作りを進めてほしいという考え方です。
第7条第2 項 名簿情報の 収集の基準	④	一戸建てなんかで実際に自治会に入っていない人もいるが、そういう人の名簿情報をどうやって集めるか、という点が課題になっている。	「自治会に入っていない人の名簿をどう集めるか」は、そもそも自治会というものは任意の集まりです。「自治会に入ろう」とか「入りませんか」ということで「分かりました、入りましょう」と言ってもらうもので、そもそも自治会に加入してもらうことが基本になると思う。そのことについて強制的にできないのと同じように、強制的に名簿の情報を集めることはできないと思う。それは少し無理が生じると思う。 その意味で、この名簿条例は「どう集めるか」という期待をいただくのはわかるけれども、情報提供を強制したりするものではなく、名簿条例によって「名簿を作ることに意義がある」ということを広く市民の人に伝えたい、認識していただきたいという趣旨で作っている。

条例力所	番号	市民意見 (質疑を含む)	市の説明、考え方
第8条 名簿管理者 の設置 第9条 認証の申請 手続等	③	<p>条例が公表されて寝てる子を起こすのではないか。名簿作りがかえってやりにくくなるのではないか。自治会員から役員に「ちゃんと認証受ける」と言われそうだが、3年ごとに更新なんて自治会は4年ごとに名簿内容を更新しているので、面倒くさいことをできない。簡単な正誤表を送って、これだけ入会されたら、それでおしまいである。それを3年ごとに更新とか、責任者を決めろとか。つまりその度に名簿発行のコストがかかり会費を上げないといけないので、できたら、そっとしておいてほしい。</p> <p>認証を得るか得ないかを団体が判断し「今までどおりでやっていく」ことを総会で決定するか、「認証をとりなさい」という意見がでるか、で判断することになる。</p> <p>今まで条例がなくても名簿は作れているのに、いろいろ気にする人やクレームが出てきて、嫌な気がして名簿管理者の人は大変になる。</p> <p>条例にしないと、名簿づくりの動きが出てこないのか。</p>	<p>あえて条例でさせていただくのは、説明会を開くなど、より多くの人に名簿を作る環境を市が作っていくもので、例えば自治会の中で、こういう話題を取り上げていただき考えていただいて「この条例で自治会として名簿を作っていこう」という、きっかけになれば、と条例の形をとらせていただいている。</p> <p>条例は自治会で作られる名簿づくりを後押しをさせていただくもので、むしろ、市の条例であるほうが、自治会での名簿作りが行いやすい、と考えている。</p>
第9条 第13条 第16条	①	<p>認証に関する手続きと基準（第9条）が、明確ではない。検討の余地があるのではないか。</p> <p>第13条（名簿利用の基準）、第16条（助言、相談）が不明確で、ぼやかしている。</p> <p>条例の文章が通例のものになりすぎているので、より具体的な・明確なルールを示して欲しい。</p>	<p>指摘の点をより具体的に示していく。</p> <p>（認証は、条例手続に沿って作成・利用されていることを認証するもの。）</p>
第9条	①	<p>認証記号を交付した登録簿を公表する目的は、何か。</p>	<p>市への認証申請の手続きを踏んだという確認を公表することにより、認証記号の偽造印刷を防ぐこと、自分たちの名簿が市基準適合を確認されたことに関して、市ホームページ等の公表を見て安心していただくものである。</p>
第13条 但し書き	①	<p>条例の目的に緊急連絡網の作成もあるが、名簿情報の提供を強制できない理由は、何か。</p>	<p>災害その他緊急時には、当該団体名簿の利用目的の別に、生命・財産保護の観点から、目的外利用もできることを規定している。</p> <p>本来は、緊急時に連絡が取れるためにも、自分の情報を出して名簿を作成されたほうがよい、と考えているので、その意味合いでも名簿作成の促進を市民にアピールしていきたい、と考えている。</p>
第13条 名簿利用及 び管理の基 準	④	<p>名簿は「災害時の自治会対応をどうするか」ということを考えさせる問題であり、私のマンションでは高齢の人が増えて配偶者が亡くなり一人で住んで居るかたの災害時など万が一の際の問題対応として、名前や万一の連絡先を書いてもらい、封筒に入れて封をして管理組合の理事長が預かっている。</p> <p>災害時には、何号室に何人住んでいるとか1人足りないとか、そういうことまで、名簿によって実際に確認しないとイケないわけで、そういう災害時の万一の時の私たちの管理組合での「初めて開ける」というルール・約束にしている。</p>	<p>名簿条例で作る名簿は、条例で原則、目的外利用の禁止を定めているが、地域団体における災害時の共通ルールとして、条例文案では例外で「ただし災害その他の緊急時における人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合で、かつ名簿登載者から同意を得ることが困難であるときは、この限りでない」としている。</p> <p>名簿登載者から同意を得ることが困難な時とは、本人と連絡がとれない、災害で建物が倒壊という場合に一番助け合えるご近所の方が救護にかけつけることが必要と思うが、例えば5人家族のはずなのに「4人しかいない、安全を確認することができない」という人の生命、身体、財産の保護のために、そういった緊急時に名簿を本来の目的外として名簿を使うもので、話された「緊急時には預かっている名簿の封を開ける」という考え方とよく似た考え方をしている</p>

条例力所	番号	市 民 意 見 (質疑を含む)	市 の 説 明 、 考 え 方
第15条 法的責任の 告知	②	<p>「法的責任」の意味が分からない。これは書き方が悪い。「法的責任の告知」と書いてあるが、一体何が責任を問われるか、書いていない。漏洩してしまったら、そこで個人情報保護法で罰則が発生する、そういうことを指すのか。</p> <p>故意に、名簿業者等に売り渡すことが、発生するかどうかである。</p> <p>条例に、罰則規定がないのは分かっている。「法規の部分でどこにひっかかるか」や「どういう条文にひっかかりますよ」という条文がないので、それが欲しい。</p> <p>法的責任が何か。事業者しかないはずなのに、法的責任を書かれたら、かえって不安を与えてしまう。はっきり書いて欲しいと思った。</p> <p>受け取り側の市民からすると、具体的に書いていない分・漠然と言っているので、不安感だけをあおるような表現になっているということである。</p>	<p>個人情報保護法では、罰則とかは「個人情報取扱事業者」だけにかかるので、(市民の) みなさんにそれがかかる可能性はまずない。</p> <p>そういうことが違反行為であることを利用者等に注意喚起することを書いているもので、この条例でもって直接、罰則をかけることができるものではない。</p> <p>罰則と法的責任は一体ではなく、個人情報を売ったとか、個人情報の漏洩をしたことで、法的責任が発生すると考えている。罰則とか責任を追求することは、賠償責任を負うとか、各種法令にひっかかる可能性があると考えられる。実際に証明できるかという点を別にすれば、そういう可能性が考えられる。</p> <p>不正使用した時点で法的責任が発生しているので、それはしてはならないという意味合いで条例文案を作成したが、ご指摘のことは理解できるので、条例では書きにくい部分があり、周知方法の中で具体的な手引き書なり説明書なりを作成させていただき説明していく対応を考えている。</p>
第15条 法的責任の 告知	③	<p>私たちが個人情報をやかましく言うのは、それが漏れてセールスがかかるという問題が多く生じているので、個人情報を公にすることに躊躇されてきている。</p> <p>必要な名簿はちゃんと作るような保証を与えるようなシステムとして、条例を考えたと思うが、市の認証が押してあったら流出しないという保証にはならない。</p> <p>ただ、条例に違反すれば、何らかのペナルティが科されるのか。</p>	<p>この条例自体によるペナルティはありませんので、一般的な個人情報を意図的に漏らし本人に損害を与えるという法令に違反したときは、例えば民法なりで損害賠償を求められる責任があると、そういう意味合いのことを書かせていただいている。</p>
第15条 法的責任の 告知	④	<p>条例の中で「法的責任の告知」というのがある。あくまでも自治会は任意の団体で、こういう法的責任が発生するという場合、自治会として法的責任はとれないと思うけれども、どのように対処したらよいのか、どういうことが起きると考えられるのか。</p>	<p>自治会は任意の団体で、「民」「民間」の個人の人々の場合であるので、例えば自分の情報が流れているということは、流された人にとってはプライバシーの侵害が起きたことになる。</p> <p>この場合に、どういう法的な網がかかるかと言うと、民法の不法行為に対する損害賠償がある。「私(個人)」の情報を流すと言うことは、法に反すること「違法行為をしてるでしょう」。それで自分が精神的に参ったので、慰謝料を請求するとなれば、これは、民法上の不法行為に対する損害賠償の請求手続きとして、「民」の訴訟、民事上の訴訟手続きになる。</p> <p>言わずもがな、(一般的には)自治会として法的責任に関わる部分はないということである。</p>
第15条 法的責任の 告知	④	<p>自治会に対していわゆる損害賠償を求められたときに、その法的な責任はないので、「警察か民事裁判に訴えてください」ということしか言えないことで、良いか。</p>	<p>損害賠償というのは民法上で、自分が情報流失によって精神的に苦痛を受けたとか慰謝料的な話や、情報が流されたことで経済的な損失を受けたということであれば損害賠償になるかもしれない。民事は、当事者間で争うというのが基本的な考え方にある。情報を流された人から「自治会が流した」当事者と言われれば、責任を問われることはあるかもしれないが、一般的に会員が漏らしたとか目的外に使ったとかいう場合を前提にお話ししていますので、情報を流された人が、どういうふうに受け止めるか、によると思う。</p>
第16条 助言、指導 等	④	<p>名簿に基づく被害が発生し個人情報を保護することが必要となり、個人情報保護が行き過ぎていることは実感していて、この条例が作られることは大賛成ですが、名簿の苦情対応に関する説明が、あまりにも簡単すぎると思う。</p> <p>名簿に基づく被害が発生したときに、どうするのかの点について詳しく書いておかないと、同じことになっていくように思う。</p> <p>ほとんどの人は善意をもつ人間ですから、そういう人にはこの苦情対応に関する説明で十分と思うが、悪意を持つ人間は名簿を必ずどこかでどんな手段でもって手に入れる。名簿に基づいて悪いことをしようとする者に対しての手だて・歯止めを詳しく書いておく必要があると思うが、どう考えるのか。</p>	<p>ご指摘の点が一番の課題だと思う。</p> <p>条例の文言の中に、例えば性悪説では悪意を持つ人に対する条例の言葉としてしか書けないけれども、当然のこととして「悪用してはならない」という啓発を行うことが考えられる。</p> <p>罰則については、個人情報保護法が書いてない罰則規定を市が独自に決めることはできないので、この条例で罰則について書くことができないという、市での法的見解をもっている。</p> <p>法律の限界になっている部分があり、そこへの手だては条例以外の方法も含めて考えなければならぬ、と思う。</p>

条例力所	番号	市民意見 (質疑を含む)	市の説明、考え方
第16条 助言、指導 等	④	市が、ふれあい名簿管理者に対し「適切な措置をするよう指導する」だけでは、どうなっているのか、わからない。物足りない気がしてならない。 市は、実際に被害にあった人に対して、どういう支援をするのか、何かないといけない。不親切な気がしてならない。どういうふうに対応してもらえるのか、説明が必要である、と思う。	ご指摘の部分は市の取り組みでして、そこはいろいろなケースが具体的に考えられるので、個人情報保護の実効性を担保するうえで、市のできること・とれるマニュアルなりノウハウがある。 その点をより詳しく書いて説明することによって、ルールを破った人に対しても「この線上に乗ってきますよ」と注意をすることができると思うし、広く啓発もしていき、安心もしていただきたい、と思う。
その他 (個人情報 保護法)	②	個人情報保護法の誤った理解は、全国的な話で箕面市だけに言っても仕方ないと思うが、それを市長が声をあげていくのはすごく良いことです。 そこで、「個人情報保護法の中身は実際こういうことですよ」と(「過剰反応」しないように)わかりやすい形で作ってもらえば、ありがたい。	条例は、地域団体の名簿作りを進める一つの道具ですので、情報の保護や収集の同意に向けて、地域の中でのレベルをいかに引き上げていくか、条例だけでは難しいと思うが、あとは条例を使って地域団体の中でつながりをあげて、同意を得ていただきたい。 国のホームページ等でも同じようなことを言っているが、認識度は確かに低いと思う。今回、条例化して、説明会も開き、新聞・テレビも取り上げていただき、そういう意味では「個人情報保護」の認知度を上げている。
その他 (個人情報 保護法)	②	個人情報保護法の説明を市民にしたうえで、この条例を考えたのなら分かるが、これまでに(平成17年)法律の説明をしたか。 説明していないのに、なぜこの条例を先に作るのか。市が、市民に法律を説明する責任はないのか。今回、条例を作るのなら、その前に法律の説明があってもよいのではないか、個人情報保護法の詳しいことがわからない。一般の人は皆同じだと思う。 法律を「みんな知っているでしょ」から市の条例の説明が始まっているが、そうではなくて、みんな法律を知らないのです。だから、誤った理解になる。知ってたら、誤った理解は起きない。誤った理解があって「それはいけませんよ」いう説明ではなく、どこが、どう間違っているかについて、市が説明する必要がある。	市として、個人情報保護法の内容をこうですと、特に説明したことはない。 個人情報保護法は、国の法律で内閣府が取り組むべきもので、国のHPでガイドラインなりがあって、それを都道府県に下ろしてきている状況です。 市は、個人情報保護法の誤った国民・市民の理解があるから、名簿条例を作って過剰反応に対する正しい理解をしていただきたい。
その他 (条例文表 記)	②	条例文案を読む限りでは、「できる」調(許可・可能)で書いてもらえば安心して名簿を作れるが、「してはならない」(禁止)では、何か悪いことをするのか、と思ってしまう。市民が名簿を作りやすくする視点で、「条例に基づいて(自治会が)してる」(というお墨付き)を書いてほしい。	法律、条例はルールを定めているから「してはならない」が、基本的なスタイルになってくる。また、条例は議会に提出して議決いただく手続を経るので、条例という手続をとると、こういう書き方になってくる。 これをガイドラインにすると、もっとわかりやすい表現に書けるので、ご指摘の視点をカバーする、条例をベースにしたわかりやすいガイドラインを作る事務作業も必要と考えている。
その他	③	自治会員の中に「自治会名簿に載せないで」という人が居るので、全員の名簿を作れない。載せたくない人は載せない、となれば、名簿の意味が疑問になる。	全員の名簿を作れないのは、名簿づくりが強制ではないので構いません。
その他 (条例化)	③	自治会の名簿はあるが、中途半端で電話番号を載せていない。この条例ができると、なぜ「載せないのか」という声が間違いなく出てくる。名簿に載せないことが許されないと思う。 自治会の中では、基準とか要綱とか要領とかもっと条例より低い段階で市から示していただくほうが、我々として自由に受け入れることができる。 逆に、条例という一番重いことにされることで、我々受ける(自治会)側はすごいプレッシャーになる。	国のほうで要綱・ガイドラインはあるが、それではなかなか広く浸透しない。今回条例という形をとっているが、併せてパンフレットなり説明会で説明させていただく。 要綱では多くの方に名簿づくりに参加していただけないところを、こういう形でいろんなご意見を聞かせていただく中で、「市全体として、名簿を作るということになれば」と、あえて条例でさせていただいたものです。

条例力所	番号	市 民 意 見 (質疑を含む)	市 の 説 明 、 考 え 方
その他	③	<p>私たちの自治会は、名簿はなくて名前と家の位置だけでやっているが、この条例ができて今以上の「名簿をつくる活動はしないでください、作らないで」という意見ですが、それでいいのでしょうか。役員として圧迫感がある。</p> <p>この条例は、絶対拘束力はないことを確認したい。</p> <p>名簿の中身については、地域団体の自分たちで決めたらいいんですね。この条例があるから「地域団体の名簿が間違いですよ」と言われることは、絶対ありませんか、確認させてください。</p>	<p>自治会の中で名簿を作りたいという総意があって初めて、この名簿条例が役に立ってくるもので、条例が「名簿を作ってください、これでやってください」という強制するものではないのです。</p> <p>構成員のかたで、今までの経過もあって作りたくないということであれば、それ以上のことをこの条例で名簿を作ってくださいというのは、条例の目的としていません。</p> <p>ただ、やはり一方で、名簿については災害時などに有用なところもありますので、「名簿にはこういう有用性があります」という啓発はさせていただくが、これをもってやってください、ということではない。</p> <p>何も拘束力はありません。地域団体のほうで名簿を作りたいということが先にありきです。</p> <p>ありません。</p>
その他 (条例化)	④	<p>この条例で、どこが安心なのか。</p> <p>個人情報漏洩の発生に対しては、「未然に防止することを啓発するしかない」という説明では、啓発するなら条例をつくる意味は、どこにあるのか、分からない。</p> <p>認証番号を与えればどうなるのか、啓発しかないのに、どういう効力、安心する機能をどのように持たせようとするのか、条例の意図が分からない。</p>	<p>平成 17 年に個人情報保護法ができて個人情報に対するデリケートな取扱いとなり、自治会の中でも氏名・住所をだすことが受け入れられなくなり、自治会だけで手続を定めて名簿作りを進めていたのは困難な状況になってきているので、今回、条例という形をとって名簿を作る手順を定めるものです。</p> <p>この条例だけで名簿ができるか、十分でないと認識している。自治会の中で「名簿を作っていこう」という意思決定や、「このルールでやっていこう」ということで個人情報の取扱いにも注意を払っていただき名簿作りの一助になる、と考えて、条例に至った。</p>
その他 (条例化) 第16条 助言、指導 等	④	<p>あえて条例の中で、罰則をつくるのか規則の中で厳格化していったら、条例でないか。</p> <p>罰則がなくて違反したらどうなるか、「名簿管理者に指導します」という、それが条例ですか、その意味が分からない。</p> <p>条例にする意味は、どこにあるのか。</p>	<p>条例というところと一定のルールがあって、そのルールに違反すると罰則という形が条例では一般的であるが、この名簿条例では、名簿を作られるかどうかは、団体の任意の判断によるから、市が一律に作りなさいということとはできないし、まして強制的に、罰則規定は設けられない。</p> <p>条例化によって、個人情報に対する啓発も含めて名簿を作る際の取り扱いについて、一定、論議していただける過程を経ることができる。</p>
その他 (条例化)	④	<p>この条例で広く名簿を作成していくと、具体的に検討して名簿はどんなときに役立つと考えるのか。市は住民登録や住基ネットで体制が整っているのに、それと別に自治会や団体に名簿を自主的という名で強制されてくるが、なぜ必要なのか、わからない。名簿を作ってどんな役に立つのか。</p> <p>名簿を作れば、漏洩問題も日常茶飯事的に起きるかもしれないのに、それを上回る程の役に立つことがあるのか疑問である。自治会は自治会でサークルはサークルで名簿を作って情報のやり取りをしているのに、なぜ、自主的に作りなさい、作らなければいけないとなるのか。どういう意図があるのか。</p>	<p>名簿を作る意義は、市の意義ではなく地域団体の中で、具体的には例えばインフルエンザの時に「どういう診察、対応がありますよ」とか。あるいは「学校が休校になることを学級の連絡網で早く伝える」という、困ったときに使える。それを使うのは市民の側が使うものと、考えている。あるいは初めてできた自治会だけれど「どういう方がいるのか、顔が見えない」となっても、名簿があることでコミュニティができてくると思う。</p> <p>すでに仲良しで名簿があれば、全然関係のないことで、仲良しサークルはそのままされたいと考えるので、勘違いをされないようお願いしたい。</p> <p>条例は、名簿をどういう風に作ったらいいかわからない、困っている時に後押しさせていただくもので、決して市の方から強制したり、お願いしたりして作るものではない。名簿があることで、災害時、緊急時に、あるいは初めての人との関係が円滑に行くように、潤滑油になるように、名簿を使っただけでいいよというように、市民生活の中で必要ではないかと考えている。</p>

条例力所	番号	市 民 意 見 (質疑を含む)	市 の 説 明 、 考 え 方
その他	④	<p>名簿はあるが、地域では高齢者や一人住まいや自治会に入らない人もいて「隣がどうなっているのか」分からないので、自治会では困っている。一方で民生委員の人は高齢者の人の情報を持っているが、1人なので回りきれない。</p> <p>そこで、自治会の役員で日常的にケアできるように見て回りたいたいと思ったが、例えば75歳以上の人・独居高齢者・体の不自由な人など民生委員の情報も、現状ではセキュリティの問題（市個人情報保護条例）で私たちは見ることはできなかった。</p> <p>この名簿条例によって、民生委員の持つ情報を私たちが活用できるようになるのか。</p>	<p>「隣がどうなっているのか」という「気になるので」対象者名簿を利用するのは、本来施策の目的外になるので、そういう取り組みは課題であると思う。</p> <p>（他方で）災害のときに救助を求めるとか「訪問してください」と自ら手を挙げて本人の同意を得られるような場合に、自治会が名簿条例のような手続きを踏んでいただいて、情報を収集するという事は、取り組みとしては十分考えられると思う。</p> <p>民生委員の持つ情報を自治会の活動に情報提供することは、「目的外利用の禁止」に該当するものであり、この名簿条例によって自治会に活用することはできません。</p>
その他	④	<p>地域の民生委員は1人なので、家に不審なことがあっても緊急時に仮に出かけていたら、どうしても確認出来ないの、複数の人が情報をもてるように担保するようになる必要がある。そういう名簿条例に、してもらいたい。</p> <p>自治会は、高齢者の不安をなくすために地域を見て回ろうとしているのであって、今日（の説明会）は、民生委員の情報が自治会で活用できるとして来た。</p> <p>他方、市からの要請が自治会に資料が届いて、会員に配布しているが、自治会に入らない人には連絡できない仕組みになっている。自治会への入会を強制できないにしても、市から「入らなくてはダメですよ」くらい言ってもらいたい。</p> <p>自治会が近隣に役立つ意欲的な活動をしようとしても、逆に何も出来ない。このことができないのであれば、条例は作っても作らなくても（変わらないので）同じである。</p>	<p>自治会にはいろいろお世話になっていて、高齢者の非常時の対応についても市の仕事として75歳以上の人については名簿リストを作って、民生委員にお願いして緊急時の対応や消防のほうにも連絡をしていて対応させていただいている。</p> <p>これらは、あくまで市の業務の一環としてやらせていただいているのですが、名簿条例については自治会を含めた任意の団体で名簿を作る際の手順を定めたという趣旨で、違う趣旨の内容です。</p> <p>ご指摘の内容まで入ると、市の仕事として取り組むべき内容になってくるので、貴重なご意見として課題だと認識している。</p> <p>あくまで今回の名簿条例については、民間の名簿を作る手助けをさせていただくもので、趣旨が違うのでご理解いただきたい。</p>
その他 (条例化)	④	<p>「個人情報」というものに対する意識が、みんな違う。構成員のみなさんが「個人情報なんて関係ない」と言うのであれば良いが、市が条例を作ってくれることによって私たちは安心できる。</p> <p>自治会は名簿の個人情報を集める際に「個人情報だ」と言われずにできているのであればいいが、私の自治会では「個人情報だ」ということを全面的に主張してくる人がたくさんいる。</p> <p>だから、自治会であっても個人情報というものが制約されている所がある。市がお墨付きをくれて、名簿作りを進めていけるのであれば、安心して自治会名簿にしても集めていけるので、良いと思っている。</p>	(なし)
その他	④	<p>「過剰反応」は決して否定できないと思っている。今日は、いろいろ自治会の共通の悩みを出していただいたので、情報共有というレベルの協議をしていく必要性を感じている。</p> <p>それ以前の問題として、過剰反応が起こるたびに、名簿には「出せない、参加しない」とはっきり言う人もいます。それによって起こるいろいろな弊害もあることは事実である。</p> <p>ただ、現実問題として、名簿の不正使用に対するガード（防御）は、できないのです。誰が不正使用「したの、しなかったの」ということも、否定できない。名簿管理者になった時は、どういう責務がかかってくるか。そういった「裏表の世界」をもう少し理解していただきたい。</p>	(なし)